

「違法ドラッグ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグ（いわゆる「脱法ドラッグ」）による健康被害が頻発していることから、2007年4月1日より違法ドラッグを指定薬物として規制するための「薬事法の一部を改正する法律」が施行された。

現在、73物質が指定薬物として指定されており、医療等の用途以外のための製造、輸入、販売等が禁止されているが、近年いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。

脱法ハーブは、違法薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」などと称して販売されているが、脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行人に重傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブの規制をめぐっては、指定薬物に指定されると化学構造を少し変化させるという「いたちごっこ」が繰り返され、法規制が追いつかないのが実態である。

厚生労働省の調査によると、本年3月末時点における違法ドラッグ販売業者数は、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。

違法ドラッグは覚せい剤や麻薬等の乱用の「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することはできない。

よって、政府においては、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐために、以下の事項を実施し、早急に規制強化するよう強く要望する。

記

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象とする「包括指定」を早急に導入すること。
- 2 現在、指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、麻薬取締官に指定薬物の取締権限を付与する法整備を行うこと。
- 3 薬物教育の徹底など未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）11月2日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣
（提出者）全議員